

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める分)

1 題名

題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。(題名関係)

2 目的

法律の目的に、建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を図ることを追加する。(第一条関係)

3 基本理念

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の安全性、快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならないものとする。(第一条の二第一項関係)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主等、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築材料等製造等事業者その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならないものとする。(第一条の二第二項関係)
- (3) 建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならないものとする。(第一条の二第三項関係)

4 定義

建築生産等の各段階において排出される炭素量を通算した量を「建築物通算炭素排出量」と定義するとともに、建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することを「建築物通算炭素排出量評価」と定義する。(第二条第一項関係)

5 基本方針

基本方針について、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加するとともに、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならないこと等とする。(第三条関係)

6 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体の責務として、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加する。
(第四条、第五条関係)

7 特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に係る措置

(1) 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等及び特定一戸建て住宅建設工事業者等のうち、規格化された住宅の供給数について住宅市場に占める割合が特に大きいものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するもの等とする。(第二十二条の二、第二十五条の二関係)

(2) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、(1) による指定を受けた者（以下「特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。(第二十二条の三、第二十五条の三関係)

(3) 特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、定期に、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。(第二十二条の四、第二十五条の四関係)

(4) 特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、毎年度、(3) の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る前年度の取組状況を国土交通大臣に報告しなければならないものとする。(第二十二条の五、第二十五条の五関係)

(5) 国土交通大臣は、(4) の取組状況等が(2) の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、勧告を行うことができるものとし、勧告に従わない場合において、その供給する住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるとき等は、命令等を行うことができるものとする。(第二十三条、第二十六条関係)

8 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度の拡充

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準として、(2) による認定を受けた建築物であることを追加する。(第三十条第一項関係)

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有することを国土交通大臣が認定することができるものとする。(第三十条の二関係)

(3) (2) による認定のための審査に当たっては、審査に係る建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合に関する評価であって、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うもの等とする。(第三十条の三、第三十条の四関係)

(4) (2) による認定を受けるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超

えることとなる場合における一定の床面積を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。(第三十五条第一項関係)

(5) 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う業務に(3)の評価の業務を追加する。(第五十三条第一項関係)

9 建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

- (1) 建築主等にあつては建築物通算炭素排出量の削減に、建築士及び建設業者にあつては建築物通算炭素排出量の削減に資する事項の説明に、建築材料等製造等事業者にあつてはその製造等する建築材料等の炭素排出量原単位の表示に努めなければならないものとする。(第六十四条の二関係)
- (2) 国土交通大臣及び主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のために特に必要があると認めるときは、国土交通大臣にあつては建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に、主務大臣にあつては建築材料等製造等事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。(第六十四条の三関係)
- (3) 主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法、建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項等を定めた建築物通算炭素排出量評価指針を定め、公表するもの等とする。(第六十四条の四関係)
- (4) 建築主は、建築物の建築(環境への負荷が少ないものを除く。)をしようとするときは、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計段階における建築物通算炭素排出量評価(以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。)を行うよう努めなければならないものとし、当該建築物の設計の委託を受けた建築士は、当該建築主に対し、設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。(第六十四条の五関係)
- (5) 建築主(国等の機関の長を除く。)は、建築物(特定の用途に供するものに限る。)の建築(一定規模以上のものに限る。)をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならないもの等とし、国土交通大臣は、届出の内容が(3)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるもの等とする。(第六十四条の六関係)
- (6) 国等の機関の長は、建築物(特定の用途に供するものに限る。)の建築(一定規模以上のものに限る。)をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならないもの等とし、国土交通大臣は、通知の内容が(3)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置について協議を求めることができるものとする。(第六十四条の七関係)
- (7) (4)～(6)の規定は、建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設

計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しい建築物等については適用しないものとする。(第六十四条の八関係)

- (8) 建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、その旨、当該炭素排出量原単位等を当該建築材料等又は広告等に表示することができるものとする。(第六十四条の九第一項関係)
- (9) (8) の場合を除くほか、(8) に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないものとし、主務大臣は、これに違反した者に対し、必要な措置をとるべき旨の指示、命令等を行うことができるものとする。(第六十四条の九第二項～第八項関係)

10 建築物環境性能の認証

- (1) 建築主等は、(4) により国土交通大臣の登録を受けた機関（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証を申請することができるものとし、当該申請をしようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができるものとする。(第六十四条の十関係)
- (2) (1) の申請を受けた登録建築物環境性能認証機関は、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣が定める認証の基準に従い認証を行ったときは、標章を付した認証書を交付することができるものとする。(第六十四条の十一関係)
- (3) (2) により認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物等に(2) の認証書に係る標章を付することができるものとし、何人も、この場合を除くほか、(2) の認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を建築物等に付してはならないものとする。(第六十四条の十二関係)
- (4) 登録建築物環境性能認証機関の登録は、建築物環境性能の認証の業務を行おうとする者の申請により行うものとするとともに、その登録に関する所要の規定を設ける。(第六十四条の十三～第六十四条の十八関係)

11 その他

その他所要の改正を行う。

12 附則

- (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 所要の経過措置等を定める。(附則第二条～第九条、第十三条関係)
- (3) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第十条関係)
- (4) その他所要の改正を行う。